

橿原市移動等円滑化基本構想

概要版



住む人も 訪れる人も
だれもが活動しやすい
歴史あふれるまち 人にやさしいまち
かしはら

平成22年3月
橿原市

はじめに



急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障がい者等も含めた、あらゆる人たちが同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が重視され、誰もが自立した社会生活を実現でき、安全・安心・快適に暮らせる環境づくりが強く求められています。

このような社会的背景から、本市では、平成18年度に制定されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき「橿原市移動等円滑化基本構想」を策定しました。

この構想では、公共交通機関、公共福祉施設、商業・業務施設が集積している近鉄大和八木駅・近鉄八木西口駅・JR 畷傍駅周辺から県立医大、今井町、かしはら万葉ホールを含む本市の中心市街地を重点整備地区と定め、高齢者や障がい者を含む誰もが、移動や施設の利用を安心かつ安全におこなえるようバリアフリー化を重点的・計画的・一体的に進めるための基本構想を策定して、中南和の玄関口としてふさわしい地区の実現化を目的としています。

今後は、この構想に基づき、市民の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、ハード、ソフト両面のバリアフリー化事業の充実を図り、『快適な生活を育むまち 橿原』の実現に取り組んで参ります。

最後に、この構想の策定にあたり、ご尽力をいただきました関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、今後ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

橿原市長 森 下 豊

1. 檀原市移動等円滑化基本構想の基本理念について

上位・関連計画

【市全体の方針】

キーワード：

人、歴史、自然、交流、拠点都市
など

【福祉等に係る方針】

キーワード：

すべての人の住みよさ、
心の豊かさ
など

【歩行環境等に関する方針】

- ・ 駅から主要な公共公益施設、歴史文化資源間等の歩行者ネットワークの形成
- ・ 歩道環境の充実、駅周辺等のバリアフリー化
- ・ 各鉄道駅周辺における交通広場の整備、周辺道路の整備、バリアフリー化
- ・ 不特定かつ多数の人が利用する一定の建築物（公共施設・民間施設）に対するバリアフリー化の推進
- ・ コミュニティバス改善、低床バスの導入等公共交通サービスの充実
- ・ 民間と公共の連携による駐車場・駐輪場の整備
- ・ ユニバーサルデザイン化の推進
など

【協議会での意見】

- ・ 檀原らしさの創出
- ・ 檀原を印象づける
- ・ 安全・安心なまち
- ・ 特色ある景観づくり
など

【市の概況】

- ・ 人口減少社会の到来
- ・ 少子・高齢化の進行
- ・ 障がい者の増加と障がい者が暮らしやすい環境づくりの必要性
など

【当事者ニーズ等】

- ・ よく利用する施設
- ・ よく通る道
- ・ バリアフリー上問題と考えられる箇所
など

基本理念

住む人も 訪れる人も だれもが活動しやすい

歴史あふれるまち 人にやさしいまち かしはら

檀原市に住む人がいつまでも住みたくなる、住み続けられるような、すべての人が安心して、安全・円滑に移動し活動できる環境づくりをめざします。

また、複数の鉄道網の結節点を有する檀原市において、貴重で豊富な歴史資源の魅力を、居住者だけでなく、全国ひいては海外の方も享受できるような、訪れやすく人にやさしいまちづくりをめざします。

基本方針

- ①ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくり
- ②バリアのない環境づくり
- ③連携・協働による環境づくり
- ④まちの活性化に資する環境づくり

2. 橿原市移動等円滑化基本構想の策定について

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障がい者等も含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。そこで、平成18年12月20日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。この法律では、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。

橿原市移動等円滑化基本構想は、高齢者・障がい者等を含む誰もが、移動や施設の利用を安心かつ安全におこなえるようバリアフリー化を計画的に進め、中南和の玄関口としてふさわしい地区を実現することを目的としています。

3. 重点整備地区と地区の将来像

橿原市の中でも、最も重要度・優先度の高い地区（重点整備地区）として、「近鉄大和八木駅・八木西口駅・JR 畷傍駅周辺地区」を選定し、基本構想を策定しました。

地区の将来像

中南和の玄関口として、文化・歴史を活かした 人にやさしく、都心機能を発揮できる地区

奈良県下の重要な結節駅である近鉄大和八木駅が位置し、市役所や百貨店、県立医大等の施設、今井町・八木町等の文化・歴史資源を有する本地区では、市の中心部としての都心機能を担い、市内外の人々が訪れる中南和の玄関口としての機能を担うことができるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。

地区の基本方針

- ① 快適な移動空間の確保
- ② 3駅の一体性の強化
- ③ 移動手段の選択性の確保
- ④ まちの顔づくり・景観づくり

●整備の目標

基本構想の整備目標を検討するにあたって、緊急性を要する場合などを考慮し、短期（5年）、中期（10年）、長期（10年以上）に目標を分け、実施すべき事業を設定しました。

4. 生活関連施設・生活関連経路

●生活関連施設

区分	施設名
旅客施設	近鉄大和八木駅
	近鉄八木西口駅
	JR畝傍駅
官公庁施設	橿原市役所
	橿原警察署
	法務局（奈良地方法務局橿原出張所）
文化・レクリエーション施設	橿原文化会館
	かしはら万葉ホール
	市立中央体育館・中央公民館、中央公民館分館
	今井町まちなみ交流センター華薨

区分	施設名
公益サービス施設	橿原郵便局
医療・福祉施設	奈良県立医科大学附属病院
	平成記念病院
	平尾病院
商業施設	近鉄百貨店
	八木駅前商店街
駐車場	タイムズ近鉄橿原
	八木駅前北駐車場

※ 生活関連施設ではありませんが、「今井町重要伝統的建造物群保存地区」やクロスロード（横大路、下ツ道）は生活関連施設に準じる地区として位置づけます。

●生活関連経路

管理者	路線名称	区間	整理番号
国	国道 24 号	新賀町南交差点～近鉄大和八木駅北広場交差点	国-1
		近鉄大和八木駅北広場交差点～市役所東交差点	国-2
		市役所東交差点～郵便局前交差点	国-3
		郵便局前交差点～兵部町交差点	国-4
		兵部町交差点～四条町西交差点	国-5
県	国道 165 号	JR畝傍駅東側交差点～郵便局前交差点	県-6
	国道 169 号	兵部町交差点～小房バス停	県-7
	県道大和八木停車場線	近鉄大和八木駅～八木町一丁目交差点	県-1
	県道豊浦・大和八木停車場線	八木町一丁目交差点～市役所西交差点	県-2
	県道大和八木停車場線	市役所東交差点～JR畝傍駅前交差点	県-3
市	市道内膳町 1 号線	近鉄大和八木駅～近鉄大和八木駅南駅前広場	市-4
	市道内膳町 2 号線	市道内膳町 2 号線より北側東西道路	市-1
	市道北八木町 2 号線	近鉄大和八木駅北広場交差点～駅北側駅前広場	市-2
	市道北八木町 12 号線	橿原文化会館前	市-3
	市道新賀町・八木町線	近鉄大和八木駅北側駅前広場～橿原文化会館東側交差点	市-4
	市道八木駅前通り線	橿原文化会館東側交差点～国道 165 号	市-5
	市道八木町・内膳町 1 号線	近鉄大和八木駅南側駅前広場	市-6
		柳町交差点～八木町一丁目交差点	市-7
	市道上品寺町八木町線	八木町一丁目交差点～近鉄踏切東側（近鉄八木西口駅東側南北道路）	市-8
	市道八木町・出垣内町線	柳町交差点～新賀町・八木町線	市-9
	市道畝傍駅前通線	郵便局前交差点～新蘇武橋東詰め交差点	市-10
	市道八木町今井町線	新蘇武橋東詰め交差点～蘇武橋西詰め交差点	市-11
	市道四条町小綱町 2 号線	蘇武橋西詰め交差点～四条町西交差点	市-12
	市道兵部町 2 号線	（国道 24 号西側側道及び高架下）	市-13
		（国道 24 号東側側道）	市-14
	市道兵部町 1 号線	（奈良県立医科大学病院北側東西道路）	市-15
	市道兵部町 2 号線	（平尾病院西側南北道路）	市-16
	市道今井町 10 号線	まちなみ交流センター華薨～今井児童公園	市-17
	市道八木町今井町線	新蘇武橋東詰め交差点～新蘇武橋西詰め交差点	市-18
	市道四条町・小綱町 2 号線	新蘇武橋西詰め交差点～蘇武橋西詰め交差点	市-19
	市道五井町・今井町線	市道四条町・小綱町 2 号線交差～今井児童公園	市-20
市道八木町・内膳町 3 号線	近鉄八木西口駅西側出口～新蘇武橋東詰め交差点	市-21	
市		（近鉄大和八木駅北広場交差点地下道）	他-1
		（近鉄大和八木駅南北通路：東側）	他-2
		（近鉄大和八木駅南北通路：西側）	他-3

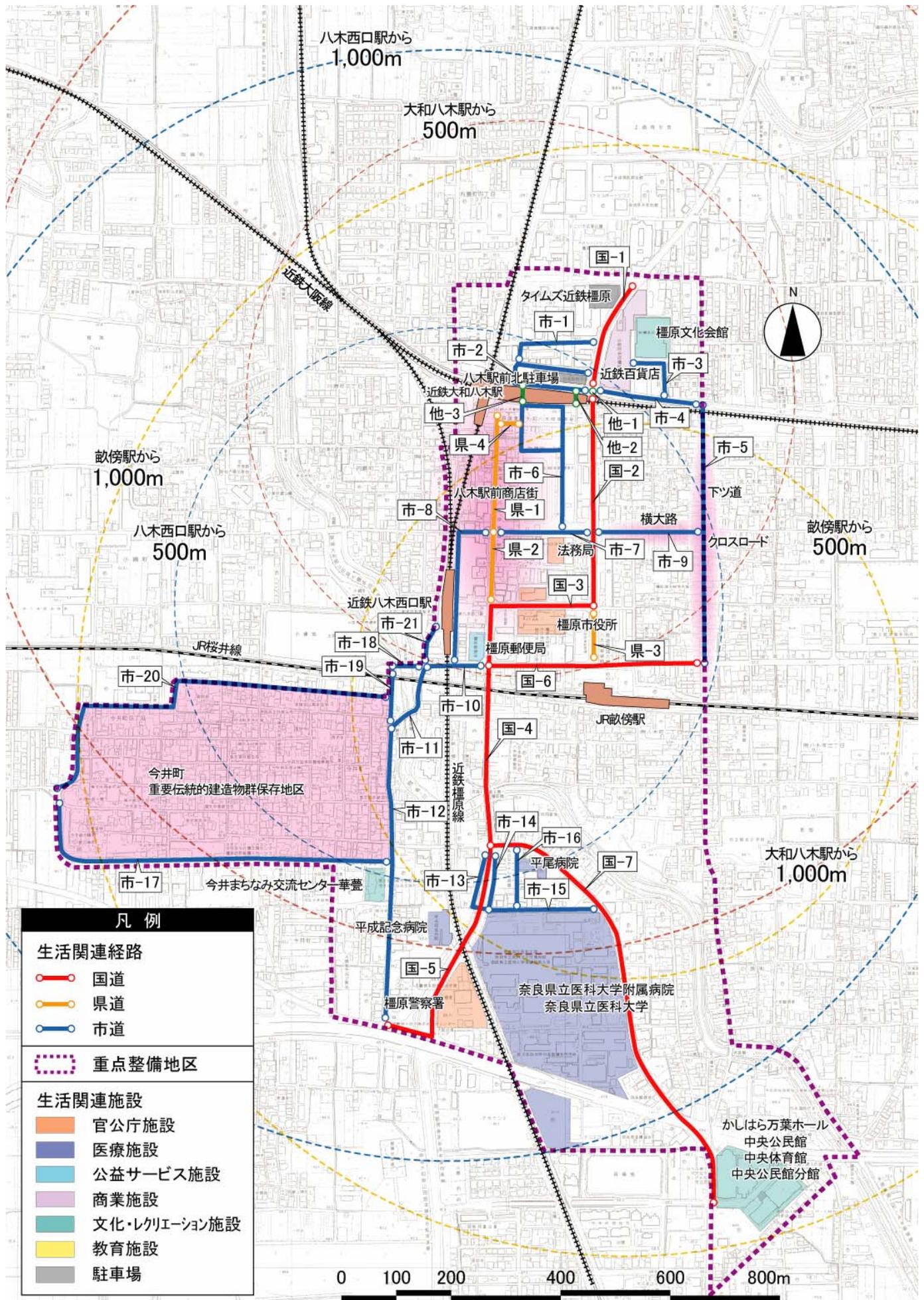
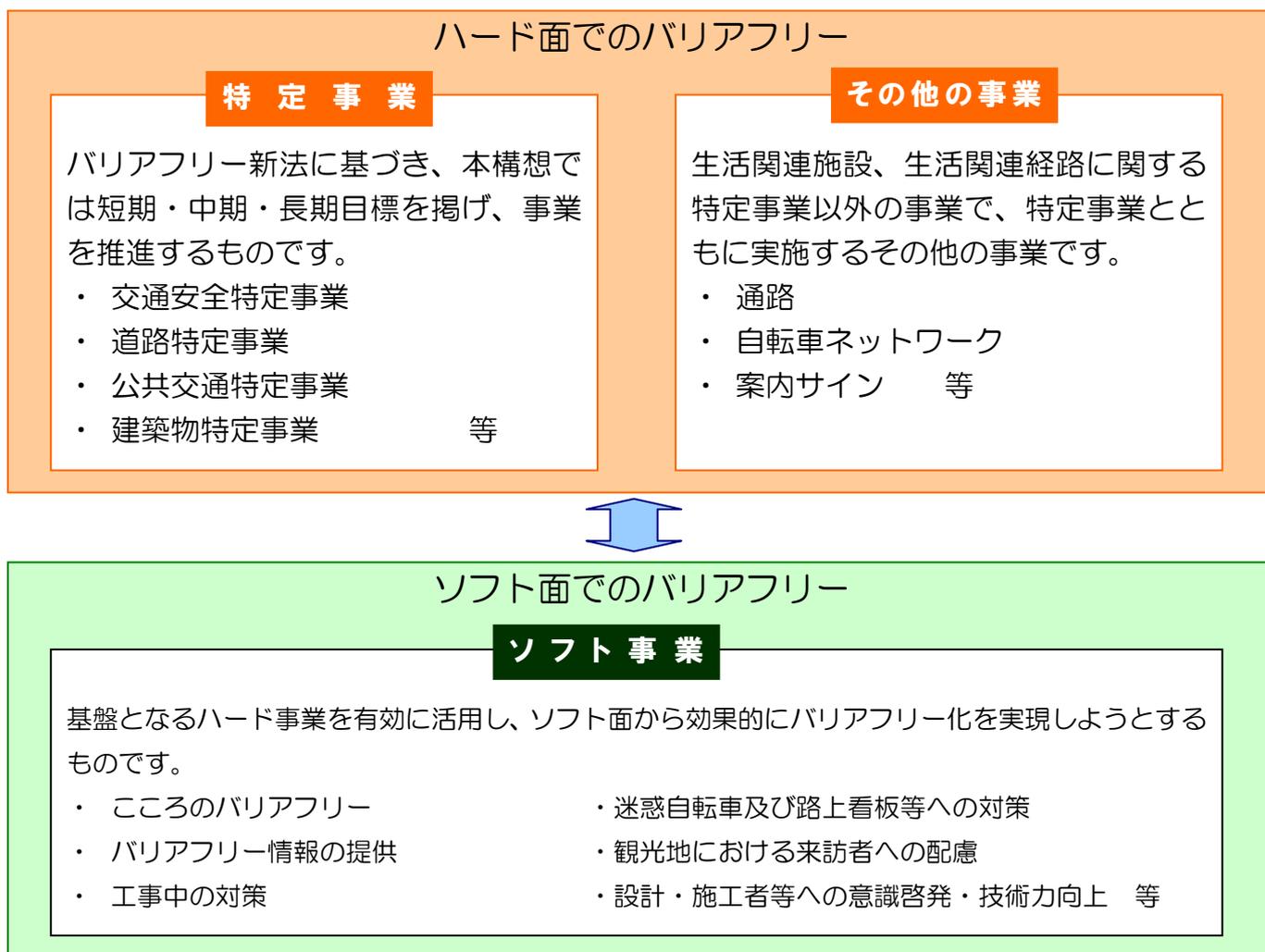


図 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

5. 実施すべき特定事業等

●実施すべき特定事業等の概要

重点整備地区における実施すべき特定事業等を、以下のように類別します。



●特定事業とは

特定事業とは、移動等円滑化基本構想策定時に、基本構想における生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を実現化するためのものです。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

「整備方針」では、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を示します。

整備方針にもとづき、今後の協議会の中で「実施すべき事業」を、短期・中期・長期的に分けて整理し、各事業者の取り組み内容を明確にします。

■公共交通特定事業等

【対象】

- ・ 近畿日本鉄道株式会社：近鉄大和八木駅、近鉄八木西口駅
- ・ 西日本旅客鉄道株式会社：JR 畷傍駅
- ・ バス事業者：バス停、バス車両
- ・ タクシー事業者：タクシー

【整備方針】

公共交通特定事業では、旅客施設（鉄道駅）におけるバリアフリー設備（エレベーターなど）の整備、これに伴う旅客施設の構造の変更、車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）等についての整備方針を定めます。

- ・ 「公共交通移動等円滑化基準」に基づき、駅構内の主要施設（改札口、ホームなど）間の移動経路について、エレベーターの設置等利用者が安全で円滑に移動できるためのバリアフリー施設整備を実施します。
- ・ 駅構内の施設（トイレの多機能化など）を利用しやすく改良していきます。
- ・ ノンステップバスなどバリアフリー対応車両の導入を継続して進めます。
- ・ バス停の構造や行き先案内・時刻表について、できるだけ使いやすく、わかりやすいものに改良していきます。
- ・ 利用者の移動等円滑化や快適に利用いただくための人的対応（接遇、筆談ボードの常備等）について、充実を図ります。

【実施すべき事業(一部抜粋して掲載)】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
近鉄 大和八木駅	近畿日本 鉄道(株)	通路・垂直移 動設備	●昇降設備（エレベーター）の設置（大阪線）	○		
			●改札付近から駅前広場の段差解消	○		
		案内施設	●誘導チャイムの設置	○		
		プラットホーム	●視覚障害者誘導用ブロックの内方線の設置	○		
		その他設備	●トイレの多機能化（オストメイト対応など）	○		
近鉄 八木西口駅	近畿日本 鉄道(株)	その他設備	●トイレの多機能化（オストメイト対応など）	○		
JR 畷傍駅	西日本旅 客鉄道株 式会社	案内施設	●点字表示等の充実（料金表）	○		
			○周辺案内施設の充実	○		
タクシー	タクシー事 業者	車両	●福祉タクシーの導入	○		
			○乗務員への教育訓練の強化	○		
			○筆談メモ、ボードの常備	○		

■道路特定事業等

【対象】

- ・ 国土交通省：直轄国道
- ・ 奈良県：国道（奈良県管理）、県道
- ・ 橿原市：市道 他

【整備方針】

道路特定事業では、道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置、バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改良など）等についての整備方針を定めます。

- ・ 道路特定事業の対象となる生活関連経路については、安全で快適な移動空間の確保を目指し、道路の移動等円滑化基準に準じたバリアフリー整備を実施します。
 - ▶ 有効幅員 2.0m 以上の歩道を確保します。ただし、緊急性等を考慮する場合は経過措置の採用を検討します。
 - ▶ 主な歩道には、視覚障害者誘導用ブロックの整備、改良を行います。
 - ▶ 舗装の凹凸をなくすよう、舗装の改良を行います。
 - ▶ 歩道と車道の段差や勾配の解消に努めます。
- ・ 道路の適切な維持管理などを行い、道路通行の安全性や円滑性を確保します。
- ・ 利便施設（照明施設など）を適宜設置します。
- ・ 看板や電柱など障害物の除去指導を行います。

【実施すべき事業：(一部抜粋して掲載)】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
国道 24号	国	国-1	●有効幅員の確保（現状歩道有り）西側歩道		○	
			●勾配のきつい箇所の改良	○		
県道大和八木停車場線	県	県-2	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し：一部縁石による歩車区分あり）	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）	○		
八木駅通線	市	市-6	●急な横断勾配の解消【駅前広場】	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの改良（曲線部）【駅前広場】	○		
			●歩道と車道の段差の解消（車乗り入れ部、交差点部）【駅前広場】	○		

■交通安全特定事業等

【対象】

- ・ 奈良県公安委員会：信号機、違法駐車取締り 等

【整備方針】

交通安全特定事業では、信号機、道路標識又は道路標示の設置、生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止等についての整備方針を定めます。

- ・ すべての人が、安全、円滑に交差点を横断できるよう、主要交差点には信号機（音響信号、延長ボタン等）を設置し、その他の施設の改良を図ります。
- ・ 狭隘な道路空間については、歴史性や景観に配慮しつつ、交通規制等を検討することで歩行者の安全性の向上を目指します。
- ・ 移動の障害となる歩道上などにおける違法駐車取締りを引き続き推進します。

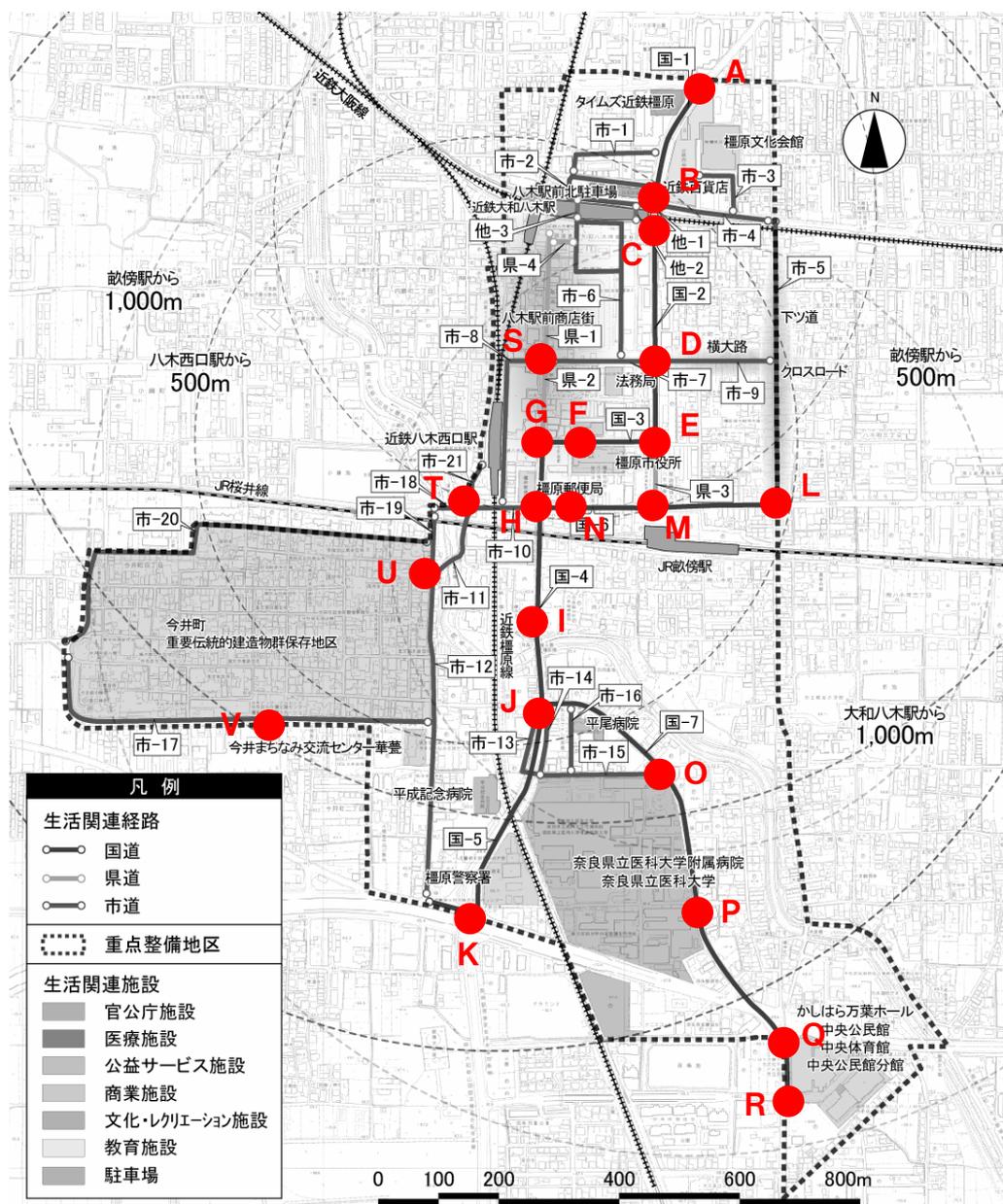


図 主要交差点位置

凡例	
●	: 主要な交差点

■建築物特定事業等

【対象】

- ・生活関連施設管理者：建築物、建築物の管理 等

【整備方針】

建築物特定事業では、建築物自体のバリアフリー化、生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物の整備等についての整備方針を定めます。

- ・高齢者や障がい者をはじめとした多くの人の利用が見込まれる建築物については、奈良県福祉のまちづくり条例に基づいた施設（通路やスロープ、エレベーター、トイレ、駐車場等）のバリアフリー化を推進します。
- ・大規模な施設では、誰もがわかりやすい案内誘導を図ります。
- ・すべての利用者が嬉しくなるように、利用者の立場に立ったおもてなしの充実を図ります。
- ・生活関連経路に面する施設については、周辺道路の整備などと連携した段差の解消、間口の有効幅員の確保等バリアフリー化整備を推進します。

【実施すべき事業(一部抜粋)】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
橿原市役所	橿原市	●障がい者用駐車スペースの増設		○		
		●滑りやすい舗装の改良（特に北棟・屋内スロープ、南棟・北口スロープ部）		○		
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）		○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの色の明確化（周辺色との輝度比の確保）		○		
		●一般トイレ入り口の段差の解消（北棟）		○		
橿原警察署	奈良県警	●入口階段への手摺りの設置			○	
		●入り口スロープへの手摺りの設置			○	
		橿原警察署	●車いす使用者駐車施設（350cm）の設置（既設駐車スペースは幅員が270cmが2ヶ所）	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの敷設（道路から受付）		○		
	近鉄大和八木駅前交番	●入口段差の解消		○		
法務局（奈良地方法務局橿原出張所）	法務省	●障がい者トイレの多機能化（ベッド、オストメイト対応）と案内の充実		改修の際に設置について検討		
		○車いすに対応した申請カウンターの設置		カウンターの更新時に車いす対応仕様等を検討		
橿原文化会館	奈良県	●入り口の段差の表示（当面は、段差があることを表示するための蛍光塗料等を塗布）		○		
		●障がい者トイレの改良（ドア）		○		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
かしはら万葉ホール	橿原市	●階段手摺りの設置	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置(進入経路、外周部、階段部)		○	
		●案内・誘導施設の改良・充実(文字の拡大)	○		
		●エレベーターへの点字案内の追加	○		
中央体育館・中央公民館	橿原市	●障がい者(エレベーター)動線案内の明確化		○	
		●障がい者トイレの多機能化(ベット、オストメイト対応)		○	
		●一般トイレの段差の解消	○		
		●階段手摺りの設置	○		
中央公民館分館	橿原市	●スロープへの手摺りの設置	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置(屋外経路、階段)			○
		●階段端部の色の明示	○		
		●案内・誘導施設の改良・充実(文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内等)	○		
		●エレベーターへの点字案内の追加	○		
今井町まちなみ交流センター華薨	橿原市	●障がい者駐車スペース表示の改良(看板の設置)	○		
		●入口階段への手摺りの設置	○		
		○一般トイレへのシャワートイレの設置	○		
近鉄大和八木北口立体駐車場	橿原市	●障がい者駐車スペースの増設	○		
		●障がい者駐車スペースから外部への通路の拡幅	○		
		●階段端部の色の明確化	○		
		●階段への適切な手摺りの設置(太さ、高さ)	○		
橿原郵便局	郵便局	○車いすの高さに対応したカウンターの設置	社員がお客様ロビーに出てお客様に対応		
奈良県立医科大学附属病院	同左	●外来者用エレベーターの設置	○		
		●外来部門のドアの改修(スライド方式への変更)	○	○	
		●A病棟6階南、A病棟7階浴室の改修	○		
平成記念病院	同左	●トイレ入り口段差の解消	○		
		●障がい者トイレの増設		○	
		●北側駐車場から2Fへのエレベーター設置		○	
		●館内入口にインターフォン設置	○		
平尾病院	同左	●健診センター入口段差の解消	○		
		●道路より病院玄関内までの視覚障害者誘導用ブロック設置	○		
タイムズ近鉄橿原	近鉄百貨店	●入口スロープにおける、緩勾配動線への誘導案内の追加	○		
近鉄百貨店	同左	●視覚障害者誘導用ブロックの設置(B1、立体駐車場1F)	○		
		○1Fロビーの歩行障害物の整理(休憩施設)	○		
八木駅前商店街	同左	○利用者の立場に立ったおもてなしの充実	○		

●移動等円滑化のためのその他の事業

【整備方針】

①通路

特定事業の対象とならない生活関連経路のバリアフリー整備等については、バリアフリー新法によって設けられた、移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度（重点整備地区内の土地の所有者等が締結）の活用等による、重要な経路のバリアフリー化を検討します。

- ・ 駅南北通路（2箇所）、地下通路等

②自転車ネットワーク

歩行者と自転車の安全の確保や観光客等へのサービス向上を目的に、連続的な自転車走行空間や駐輪場、レンタサイクルシステムの確保を検討し、具体化する中で本構想に反映します。

- ・ 歩行者、自転車双方にとって安全で快適な自転車走行空間を連続的に確保することを検討します。
- ・ 自転車走行空間の確保にあたっては、既存の大規模自転車道の活用および連続性の確保を検討します。
- ・ 既存計画との整合性を図り、駐輪場の整備を促進します。
- ・ 現在あるJR畷傍駅のレンタサイクル乗り捨てスペース等を活用し、観光客が快適に地区内外を観光できるレンタサイクルシステムの構築を検討します。

③案内サイン

歩行者や自転車等が、安全にわかりやすく移動できる案内とともに、歴史的観光資源を有する本地区の雰囲気醸し出す案内サインの整備を検討し、具体化する中で本構想に反映します。

- ・ すべての人にわかりやすいサイン(ひらがな・外国語併記など)の整備を検討します。
- ・ 点字・音声案内の充実、移動支援のためのユビキタス^{*}な環境づくりなど、障がい者等の円滑な移動に配慮した整備を検討します。

※ユビキタス:同時に、どこにでもあること。いたるところに存在する。

④都市シビック拠点周辺へのアクセス改善

鉄道駅から遠くに位置する奈良県立医科大学付属病院や、かしはら万葉ホール等が立地する都市シビック拠点へのアクセスを改良するため、新たな交通手段の確保、連続した快適な歩行空間整備を検討します。

●ソフト対策

①こころのバリアフリー

高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでは十分ではありません。利用者のモラルや使い方によっては、それらが活かされず、十分な移動円滑化とはなりえません。また、物理的なバリアで困っている人も、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心で移動が可能になることもあります。

このため、バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者等に対する理解を深め、行動につなげる「こころのバリアフリー」を推進します。

【広報・啓発】

内容
・住民の高齢者・障がい者等への理解促進
・沿道住民（商店主など）に対するバリアフリーの理解促進
・建築主・事業主に対するバリアフリーの啓発
・職員・従業員の高齢者・障がい者等への理解促進と対応の向上
・地域福祉啓発事業の促進

【教育】

内容
・学校における福祉（心のバリアフリー）教育の実施
・住民に対する啓発活動、学習機会の提供

【市民活動の支援】

内容
・NPO・ボランティア等への活動支援や連携

②バリアフリー情報の提供

高齢者や障がい者等の利用者にわかりやすい形で必要な情報を提供することが重要です。バリアフリー情報の提供にあたっては、継続的な情報更新、管理主体の異なる施設等を包含した情報の提供が必要であり、行政、市民、福祉関係団体等の連携・協力のもとで推進します。

内容
・バリアフリーマップ（バリアマップ）の作成・配布
・バリアフリー事例の紹介、事例集の作成
・バリアフリー化事業等に関する情報（進捗状況、実施予定など）の開示
・工事情報の提供（現場での視覚情報以外の交通規制、施設利用制限等の情報の提供）

③迷惑放置自転車及び路上看板等への対策

自動車の違法駐車については、公安委員会による取締りでの対応となりますが、駐輪及び自転車通行マナーの向上を図る取り組みを推進します。

また、歩道上への商品のはみ出し陳列や自動販売機・看板等の設置など、安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導を推進します。

内容
・ 放置自転車の撤去
・ 駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動
・ 自転車駐車場の整備
・ 安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導

④観光地における来訪者への配慮

本地区は、今井町、クロスロードといった観光資源を有しており、観光客等にも配慮した取り組みを推進します。

内容
・ 観光特性（歴史性の保持）や景観等に留意した上での、わかりやすい案内表示（サイン）の設置
・ 案内員の配置
・ ボランティア等による移動支援

⑤工事中の対策

通路幅員の確保、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、誘導員の配置など、工事中であっても利用者が安全に安心して歩ける空間の確保、工事情報の提供などを行います。

⑥設計・施工者等への意識啓発・技術力向上

施設を設計・施工する人たちに対し、バリアフリーの整備に関する意識を高める活動や、技術力を向上させるための取り組みを推進します。

⑦バリアフリー化のための支援策について

移動等円滑化基本構想等を作成した後に、特定事業計画を着実に実現していくために事業者に対して支援策を用意することも重要です。現在、支援制度は、公共交通機関や、公共施設のみならず民間施設向けの事業も用意されています。

今後これらを利用しながら、地方自治体としても、民間施設事業者が利用しやすい支援策の用意、支援策の活用を促進する取り組みを実施していきます。

⑧進行管理について

移動等円滑化基本構想等を作成した後は、特定事業計画の作成や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理が必要です。

これらをスムーズに進めていくために、構想等作成時の協議会を活用した組織の立ち上げ等により、関係事業者および利用者間の協議・調整や合意形成を円滑に進めます。

6. 橿原市移動等円滑化基本構想の実現に向けた推進体制

今後、「(仮称) 橿原市移動等円滑化推進協議会」を発足させ、バリアフリー整備における協議や助言、事後評価を行い、広く市民・利用者への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。

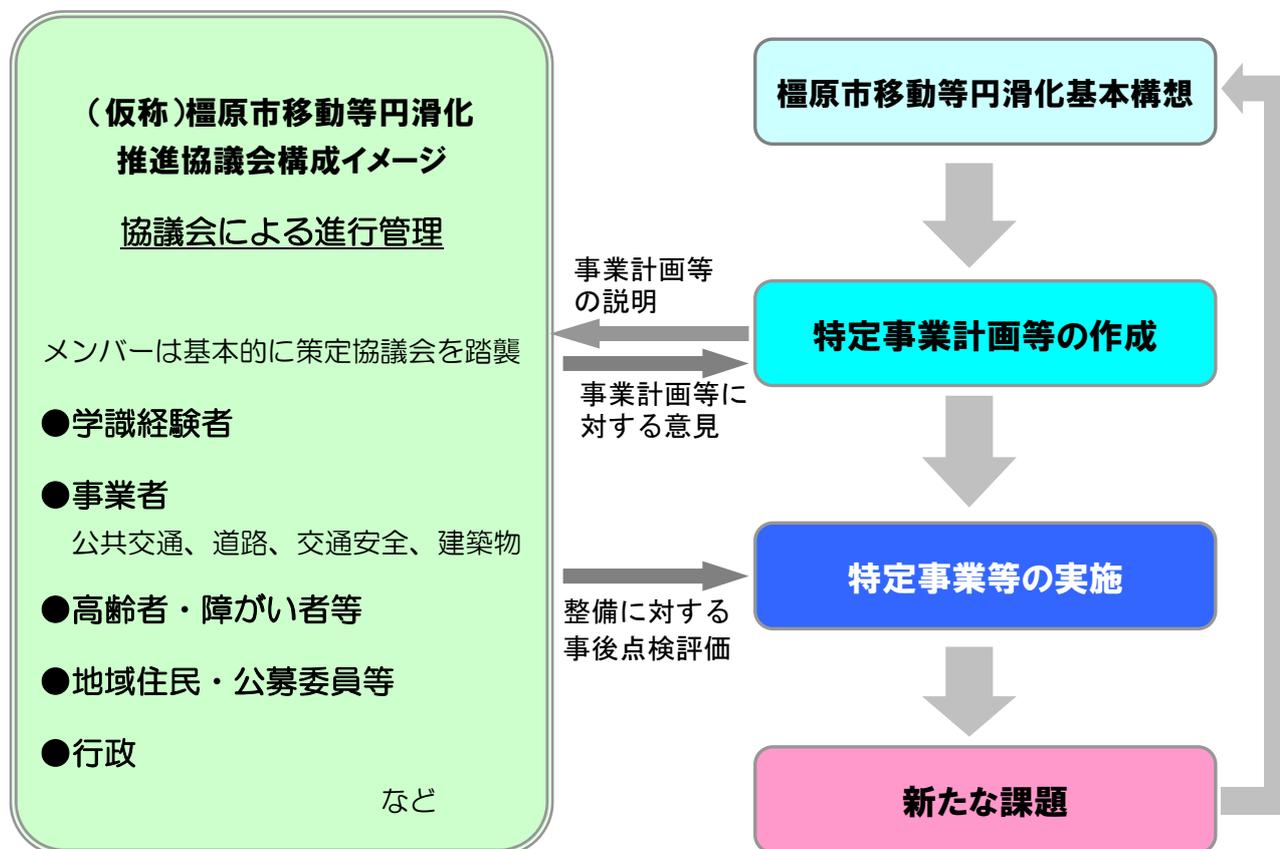


図 移動等円滑化推進体制イメージ



橿原市移動等円滑化基本構想

発行 平成22年3月 橿原市

編集 橿原市都市整備部都市計画課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18

TEL : 0744-22-4001

FAX : 0744-24-9717

E-mail : tosikei@city.kashihara.nara.jp